地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項前段の規定により岐阜県知事から監査の結果に基づいて 措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和2年4月27日

 岐阜県監査委員
 田 中 勝 士

 岐阜県監査委員
 加 藤 大 博

 岐阜県監査委員
 鈴 士 靖

 岐阜県監査委員
 藤 良 寛

 岐阜県監査委員
 長 縄 直 子

I 平成30年度及び令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位:件)

	監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区分			講じたもの	
	A	В	С	А-В-С
指摘事項	89	88	0	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	0	1

2 令和元年度

(単位:件)

	監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区分			講じたもの ※	
	A	В	С	A-B-C
指摘事項	106	104	1	1
指導事項	126	125	1	0
検討事項	6	3	1	2
計	238	232	3	3

※「今回措置を講じたもの」については、令和2年4月20日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項:是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項:是正又は改善を求める事項

検討事項:所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本

庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

Ⅱ 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和元年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置	
医療整備課	三次周産期医療機関ネットワーク事	今後は委託事務に関して、県及び委	
	業業務委託に係る支出事務において、	託先が行う関係事務の処理期限及び支	
	委託業務契約書に支払の期限は請求書	払日を関係者間で明示し、共有するこ	
	を受理した日から30日以内の日と規定	とで会計事務の適正な執行に努める。	
	されているところ、これを超えて支払		
	が行われていたので、今後は適正に処		
	理されたい。		

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
地域福祉課	地域福祉課は、福祉分野の人材に関	予備監査後、直ちに補助事業者と協
	する情報を一元的に発信する「福祉人	議し、福祉人材総合ポータルサイトに
	材総合ポータルサイト」の構築を行う	ついて、アクセス数を把握できるよう
	補助事業者に、その構築に要する経費	対応した。
	を対象として、福祉人材総合ポータル	
	サイト構築事業費補助金を交付してい	
	る。上記補助金の予算要求の際に作成	
	された県単独補助金事業評価調書で	
	は、事業目標の達成度を示す指標を	
	「ポータルサイトアクセス数」(以下	
	「アクセス数」という。)30,000件/年	
	としているが、地域福祉課は補助金交	
	付の要件等で補助事業者に対してアク	
	セス数の把握を求めておらず、構築さ	
	れたシステムはアクセス数を把握でき	
	る仕様とはなっていなかった。ポータ	
	ルサイトは平成31年4月に公開されて	
	いるが、本件事業は、事業目標の達成	
	度を確認できないものとなっているこ	
	とから、対応の検討を進め、必要な措	
	置を講じられたい。	

(3) 監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
医療整備課	岐阜県ドクターヘリ導入事業費補助	県の補助金交付要綱の策定段階にお
	金の交付事務について、補助金交付要	いては、県単補助を考慮しておらず、
	綱で変更交付申請の提出期限は1月15	国の補助金交付要綱を参考に、変更交
	日と規定されているところ、期限後の	付申請の提出期限を1月15日と規定し
	3月29日に申請が行われていた。	ていた。
	当該補助事業は国庫補助事業(以下	今回、監査結果を踏まえ提出期限の
	「国補助」という。)で措置されている	見直しを行い、検討の結果、提出期限
	ドクターヘリの運航経費等の不足分に	は3月31日が望ましいと判断し、県の
	ついて、県単独補助事業(以下「県単	補助金交付要綱の変更交付申請の提出
	補助」という。)として予算措置してい	期限を3月31日に改めた。
	るものである。	
	国補助は、補助金額の増額や事業内	
	容に変更があった場合、変更交付申請	
	を行う必要があり、その際には国補助	
	と県単補助の変更申請を併せて行うた	
	め、国補助の変更交付申請の提出期限	
	(1月20日)の5日前の日を県単補助	
	の提出期限と規定している。しかし、	
	国補助は、開始された平成28年度以	
	降、当初交付申請時に基準額を全額申	
	請しており、事業内容の変更も見込ま	
	れないことから、現実的に変更交付申	
	請を提出する可能性は極めて低く、平	
	成28年度以降提出された実績もない。	
	一方、県単補助については、事業の	
	性質上、年度末まで事業量及び補助対	
	象経費が確定せず、現在の補助金交付	
	要綱に定められている変更交付申請の	
	提出期限を遵守することは実務上困難	
	である。これらのことを踏まえた上	
	で、提出期限の見直しなど適正な交付	
	手続のあり方を検討されたい。	